処　分　基　準

平成28年７月５日作成

法　　令　　名：古物営業法施行規則
根　拠　条　項：第29条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第23条（盗品売買等防止団体に係る承認）
処　分　基　準： 古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、かつ、当該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現にその是正、回復等しようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第４条第１号から第５号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課 許認可管理係（025-285-0110 内線 3031）
備　　考：